

2016年4月

世界銀行

(国際復興開発銀行)

2019年5月10日満期インド・ルピー建債券
(円貨決済型)

販売説明書

— 売 出 人 —

楽天証券株式会社

本販売説明書（以下「本書」といいます。）は、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関する全ての関連する情報を記載したのではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳又は記載したものです。本書の内容の正確性および完全性について世界銀行の確認を得たものではありません。

本書中の「本債券の要項」は、世界銀行のグローバル・デット・イシュアンス・ファシリティ (Global Debt Issuance Facility) に関する英文の2008年5月28日付発行説明書 (Prospectus) 中の債券の要項等に上記債券に関する英文の最終条件書 (Final Terms) の内容を組み込んだもの（以下「発行説明書」と総称します。）を要約したものです。2008年5月28日付発行説明書の写しは、後記の情報説明書と同じURLのインターネットのサイトより入手可能です。

～本債券のリスク等について～

＜お客様のご負担となる費用について＞

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定した為替レートによるものとします。
- 本債券の利息および償還金は、支払い時の一定の相場に基づき、一定の算式により換算された円で支払われます。（下記「本債券の要項」中の「利息」 および「償還および買入れ（a）満期償還」をご参照ください。）

＜為替変動リスクについて＞

- 本債券はインド・ルピーをもって表示され、元利金の額もインド・ルピーで表示されますが、その支払いは、支払い時の一定の相場に基づき換算された円によって行われるため、支払われる円金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。インド・ルピーは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、より大きく変動します。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。また、利払い時の為替レートが取得時よりも円高に振れた場合には、利息金額が期待よりも下回る可能性があります。

＜信用リスクについて＞

- 本債券の利息および償還金の支払は発行者（国際復興開発銀行）の義務となっております。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

＜価格変動リスクについて＞

- 償還前の本債券の価格は、為替レートの変動、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

＜流動性リスクについて＞

- 本債券の流通市場は確立されておらず、流動性や市場性が乏しいため、償還前の売却が困難な場合があり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

＜カントリーリスクについて＞

- 通貨当事国の政治情勢等の影響を受け、損失を被ることがあります。

＜その他ご留意いただく事項＞

- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、また、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- 本債券の価格情報につきましては、売出人までお問い合わせください。
- 本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

売出人

商号等：リテラ・クリア証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号
加入協会：日本証券業協会

商号等：愛媛証券株式会社 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第2号
加入協会：日本証券業協会

商号等：楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号、
商品先物取引業者
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

目 次

	頁
売出要項	1
本債券の要項	2
租税	9
その他	11
世界銀行の要約情報	12

世界銀行（「国際復興開発銀行」ともいいます。）は、毎年英文の情報説明書（Information Statement）（以下「情報説明書」といいます。）を発行しており、同説明書には、世界銀行の業務、資本構造、運営、国際復興開発銀行協定（以下「世銀協定」といいます。）および法的地位が記載されており、直前年度末（現在、各年6月30日）付の監査済財務書類が含まれています。最新の情報説明書（2015年9月17日付のもの）およびその他の財務情報は、インターネット（URL: <http://treasury.worldbank.org/cmd/htm/index.html>）より入手可能です。投資家は、世界銀行の活動および財政に関する包括的理解のために本書の要約情報に依拠すべきではありません。本書に記載されている事項の正確な理解のためには、発行説明書、最新の情報説明書およびその他の財務情報をご参照下さい。

いかなる者も、本書に記載もしくは引用されていない情報を提供し、または記載もしくは引用されていない表明を行う権限を与えられておりません。

本書に記載または引用されていない情報または表明は、世界銀行により承認されているものとしてこれを信用してはなりません。本書に記載または引用された情報が、本書の日付以後においても正確であることを本書の交付が示唆していると解してはなりません。

本書もしくはその一部の配布、および本債券のオファー、売却、交付が法律により特定の地域において制限されることがあります。本書を所持する者は、かかる制限を承知し、遵守しなければなりません。

本書において、「インド・ルピー」および「ルピー」は、インド共和国の法定通貨であるインド・ルピーを意味します。

世界銀行
2019年5月10日満期インド・ルピー建債券（円貨決済型）
売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
リテラ・クレア証券株式会社	東京都中央区京橋1-2-1
愛媛証券株式会社	愛媛県松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル2F
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1

売出債券の名称	世界銀行 2019年5月10日満期インド・ルピー建債券（円貨決済型） （本書中において「本債券」という。）		
記名・無記名の別	無記名式	売出券面総額	3億3,500万インド・ルピー （注1）
各債券の金額	100,000インド・ルピー	売 出 価 格	額面金額の100%
売出価格の総額	3億3,500万インド・ルピー （注1）	利 率	年5.23%（注2）
償 還 期 限	2019年5月10日 （ロンドン時間）	売 出 期 間	2016年4月6日から 2016年5月6日まで
受 渡 期 日	2016年5月10日	申 込 単 位	額面100,000インド・ルピー単位 （注3）
申 込 取 扱 場 所	売出人の日本における本店および各支店（注4）		

（注1）本債券の発行額面総額は、3億3,500万インド・ルピーです。

（注2）本債券についての付利は、2016年5月10日（その日を含む。）から開始します。

（注3）売出人のうちリテラ・クレア証券株式会社については、申込単位は額面200,000インド・ルピー以上、100,000インド・ルピー単位です。

（注4）本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出しなければなりません。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の債券の交付は行ないません。なお、券面については、下記「本債券の要項 包括債券」をご参照下さい。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受けます。合衆国税務規則により許容された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはなりません。

（注5）本債券は世界銀行のグローバル・デット・イシューアンス・ファシリティに基づき、2016年5月9日（本書中において、「発行日」という。）にユーロ市場で発行されます。世界銀行には、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービズよりAAA、およびムーディーズ・インバスターズ・サービス・インクよりAaaの信用格付けが付与されています。

S&Pおよびムーディーズは、信用格付事業を行っていますが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としての登録を受けていない無登録格付業者です。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていません。S&Pについては、そのグループ内のスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録を受けており、信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において公表されています。ムーディーズについては、そのグループ内のムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録を受けており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されています。

本債券は、いかなる取引所にも上場されておらず、今後も上場される予定はありません。

本債券の要項 (要約訳文)

本債券は、世界銀行とシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店（以下「包括代理人」といい、包括代理契約に基づく代替の包括代理人を含む。）との間の2008年5月28日付修正再表示包括代理契約（その時々修正および追補を含み、以下「包括代理契約」という。）に基づき、かつ、世界銀行により作成された2008年5月28日付約款（発行日現在までの修正、追補を含め、以下「約款」という。）の利益を受けて、発行される。調印済約款の原本は、包括代理人が保管している。包括代理契約には本債券および当該債券に関する利札の様式が含まれている。包括代理契約および約款の写しは包括代理人および支払代理人（下記「支払い」において定義する。）の指定営業所において閲覧が可能である。包括代理契約は、支払代理人（以下、包括代理人とともに、「支払代理人」という。）等その他の代理人（以下支払代理人も含め、「代理人」と総称する。）の指定について規定する。本債券の所持人および利札の所持人は、適用ある包括代理契約、約款および最終条件書のすべての条項に拘束され、了知しているものとみなされ、かつ、それらの利益を享受する。

様式、額面、権原および通貨

本債券は無記名式利札付とし、額面金額は100,000インド・ルピーの1種とする。

本債券および利札に対する権利は本債券および利札を交付することにより移転する。世界銀行、包括代理人および支払代理人は、支払いその他のすべての目的のために、本債券の所持人および利札の所持人を（かかる債券または利札の支払期日が経過したか否かに拘らず、かつ所有権、信託もしくはその持分に関する通知、もしくはその記載（または権利を表章する券面上の記載）、または過去の盗難もしくは紛失に関する通知に拘らず）本債券および利札の完全な所有者とみなし、そのように取扱うことができる。当該所持人に対する本債券または利札に関するすべての支払いは有効とみなされ、かかる支払いが行われた金額を限度として、当該本債券または利札に関する世界銀行の債務を有効に消滅させる。

地位

本債券は、世界銀行の直接かつ無担保の債務であり、本債券相互の間において優先または劣後することなく、世界銀行の他の一切の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。

本債券はいかなる政府の債務でもない。

担保設定制限

世界銀行は、本債券が残存し未償還である限り（ただし、包括代理人に元本および利息の全額が支払われている場合を除く。）、世界銀行が随時発行、債務引受けまたは保証する債券もしくはその他の借入金債務証書の担保として、世界銀行の財産もしくは資産に抵当権、質権もしくはその他の担保権（世界銀行が購入した資産の代金債務の全部または一部を担保するためにその購入財産の上に設定される抵当権、質権もしくはその他の担保権、世界銀行の通常の業務遂行に際し生じた担保権およびこれらが更新されまたは再設定されたものを除く。）を設定しないものとする。ただし、本債券のために、かかる他の債券または債務証書と同順位でかつその割合に応じてかかる抵当権、質権またはその他の担保権が付される場合はこの限りでない。

利息

本債券の利息は、2016年5月10日（その日を含む。以下「付利開始日」という。）から発生し、額面金額に対し年5.23%の利率で付され、2016年11月10日を初回とし、2019年5月10日を最終回とする毎年5月10日および11月10日（それぞれを以下「利払日」という。）に、付利開始日（その日を含む。）または直前の利払日（その日を含む。）から当該利払日（その日を含まない。）までの各期間（それぞ

れを以下「利息期間」という。)について支払われる。各利息期間についての利息額は、額面金額100,000ルピーの各本債券について、2,615.00ルピーであるが、当該ルピー額は、適用ある為替参照レート決定日に以下の算式に従って決定される円額で支払われる。

当該ルピー額 × 為替参照レート (1円未満四捨五入)

用語の定義

本書において、以下の用語は、そこに記載された意味を有する。

「営業日」とは、ロンドン市、ムンバイ市、ニューヨーク市および東京都において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済および通常営業（外国為替取引および外貨預金を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）を意味する。

「計算代理人」とは、シティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店または正当に指名されたその承継者を意味する。

「ムンバイ営業日」とは、ムンバイ市において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済および通常営業（外国為替取引および外貨預金を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）を意味する。

「為替参照レート決定日」とは、各利払日または償還期限の5営業日前の日（「予定為替参照レート決定日」という。）を意味する。もし、かかる予定為替参照レート決定日が予定外休日である場合には、その翌営業日を為替参照レート決定日とし、またもしかかかる翌営業日も予定外休日である場合には、かかる2日目の予定外休日を為替参照レート決定日とする。なお、予定外休日が為替参照レート決定日と関連ある利払日または償還期限の間に発生したとしても、かかる為替参照レート決定日はそのために延期または調整されることはない。

「RBICレート」とは、為替参照レート決定日に関し、関連する為替参照レート決定日の午後1時30分（ムンバイ時間）頃にインド準備銀行がそのウェブサイト（<https://www.rbi.org.in/>）上で報告し、ロイタースクリーン“INRJPYFIX=RBIA”ページまたは円/インド・ルピー外国為替レートを表示する目的でかかるページを承継するその他のページもしくはサービス上に公表される、100円当たりのインド・ルピーの数値として表示される円/インド・ルピー外国為替スポットレートを意味する。ただし、ロイタースクリーン“INRJPYFIX=RBIA”ページに表示されるRBICレートがインド準備銀行のウェブサイトに表示されるRBICレートと異なる場合は、インド準備銀行のウェブサイトに表示されるRBICレートが優先される。ロイタースクリーン“INRJPYFIX=RBIA”ページがかかるレートを報告しなくなったかまたは利用可能でない場合で、かつその他のページまたはサービスにより承継されていない場合、計算代理人は、インド準備銀行が報告するかかる円/インド・ルピー外国為替レートを、誠実かつ商業的に合理的な方法で自身が適切と考えるその他のスクリーンまたは情報源から入手する権利を有する。

「参照銀行」とは、米ドル/インド・ルピーまたは米ドル/円の通貨および外国為替市場において活発に取引を行っている主要な銀行を意味する。

「為替参照レート」とは、為替参照レート決定日に関し、以下の規定に従って定められる1インド・ルピー当りの日本円で表示されるインド・ルピー/円為替レートを意味する。

(イ) 関連する為替参照レート決定日に以下の規定に従って計算代理人により決定される。

100 ÷ RBICレート (小数第5位を四捨五入)

(ロ) 関連する為替参照レート決定日に何らかの理由でRBICレートが利用可能でない場合、米ドル/円参照レートを米ドル/インド・ルピー参照レートで除して得られる（かかる両レートが利用可能な場合）クロス・カレンシー為替レート（1インド・ルピー当たりの日本円の数値、小数第5位を四捨五入）として、関連する為替レート決定日に計算代理人により決定される。

「予定外休日」とは、ムンバイ営業日でない日であって、かつ関連する為替参照レート決定日の2ムンバイ営業日前の日の午前9時（ムンバイ時間）過ぎまで市場参加者一般に当該事実が（公告またはその他の一般に利用可能な情報を参照することにより）公に認識されていなかった日を意味する。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国ドルを意味する。

「米ドル/円参照レート」とは、関連する為替参照レート決定日の午後3時（東京時間）にロイタースクリーン“TKFE”ページまたはその承継ページの“DLR/YEN”欄に表示される米ドル/円レートのビッドレートとオファードレートの算術平均値（1米ドル当たりの円の数値として表示される。）を意味する。米ドル/円参照レートが関連する為替参照レート決定日に利用可能でない場合、米ドル/円参照レートは、5つの参照銀行（計算代理人がその単独の裁量により選択する。）からの、当該日の午後3時（東京時間）頃の米ドル/円外国為替スポットレートの仲値を要求することによって計算代理人により決定される。かかる仲値のうち最高値および最低値を除外し、残りの3つの仲値の算術平均値を米ドル/円参照レートとする（小数第6位を四捨五入し、第5位まで求める。）。ただし、4つの仲値のみが提示された場合、米ドル/円参照レートは、最高値および最低値を除外した仲値の算術平均値（小数第6位を四捨五入し、第5位まで求める。）とする。3つまたは2つの仲値のみが得られた場合、米ドル/円参照レートは、計算代理人が実際に得た仲値の算術平均値（小数第6位を四捨五入し、第5位まで求める。）とする。1つの仲値のみが入手できた場合、計算代理人はかかる仲値を米ドル/円参照レートにすると決定することができ、仲値が全く入手できなかった場合、または計算代理人がその単独の裁量により、仲値を提示できる適切な参照銀行を利用可能でないと決定した場合、米ドル/円参照レートは計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法で決定される。

「米ドル/インド・ルピー参照レート」とは、関連する為替参照レート決定日に、その2ムンバイ営業日後の決済のために、インド準備銀行が報告し、ロイタースクリーン“RBIB”ページまたはその承継ページに表示される米ドル/インド・ルピー外国為替スポットレート（1米ドル当たりのインド・ルピーの数値として表示される。）を意味する。米ドル/インド・ルピー参照レートが関連する為替参照レート決定日に利用可能でない場合、計算代理人は、5つの参照銀行（計算代理人がその単独の裁量により選択する。）に対し、当該日の米ドル/インド・ルピー外国為替スポットレートの仲値を要求する。かかる仲値のうち最高値および最低値を除外し、残りの3つの仲値の算術平均値を米ドル/インド・ルピー参照レートとする（小数第6位を四捨五入し、第5位まで求める。）。ただし、4つの仲値のみが提示された場合、米ドル/インド・ルピー参照レートは、最高値および最低値を除外した仲値の算術平均値（小数第6位を四捨五入し、第5位まで求める。）とする。3つまたは2つの仲値のみが得られた場合、米ドル/インド・ルピー参照レートは、計算代理人が実際に得た仲値の算術平均値（小数第6位を四捨五入し、第5位まで求める。）とする。1つの仲値のみが入手できた場合、計算代理人はかかる仲値を米ドル/インド・ルピー参照レートにすると決定することができ、仲値が全く入手できなかった場合、または計算代理人がその単独の裁量により、仲値を提示できる適切な参照銀行を利用可能でないと決定した場合、米ドル/インド・ルピー参照レートは計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法で決定される。ただし、為替参照レート決定日が予定外休日である場合、米ドル/インド・ルピー参照レートは、当該為替参照レート決定日に、誠実かつ商業的に合理的な方法で行為する計算代理人によってその単独の裁量により決定される。

各本債券はその償還日以降は利息を付さない。ただし適式な呈示に拘らず、元金の支払いが不当に差控えられまたは拒絶される場合を除く。かかる場合には、判決の前後を問わず、関連日（下記「時効」に定義される。）まで、上記の利率および計算方法による利息が継続して付される。

利払日以外の日に終了する期間の利息の計算が必要な場合には、各本債券の利息額は、その額面金額100,000ルピーに上記の利率（年率）を乗じて得られた積の値に、下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより得られる積の値のインド・ルピー額とする。ただし、得られた利息額の値は、0.01ルピー未満を四捨五入または関係市場の慣行に従って処理の上、0.01ルピーの位まで求められる。さらに、算出されたインド・ルピー額は、為替参照レートを乗じて得られる

円貨（1円未満四捨五入）で支払われる。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y₁」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M₁」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D₁」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 の場合、D₁ は 30 になる。

「D₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D₁ が 29 より大きい数字の場合、D₂ は 30 になる。

償還および買入れ

(a) 満期償還

下記に定める償還または買入れによる消却がなされていない限り、各本債券は、その償還期限である2019年5月10日に満期償還額で償還される。

各本債券についての満期償還額は、額面金額100,000ルピーの各本債券について、100,000ルピーであるが、かかるルピー額は、償還期限直前の最終の為替参照レート決定日に計算代理人により以下の算式に従って決定される円額で支払われる。

$$100,000 \text{ ルピー} \times \text{為替参照レート (1円未満四捨五入)}$$

(b) 買入れ

世界銀行はいかなる時においても、公開市場その他において、本債券を買入れまたはその他の方法により取得することができる。世界銀行が買入れまたは取得した本債券は保有もしくは再売却することができ、また、世界銀行の裁量により、本債券付属のまたは一緒に買入れた期限未到来の利札とともに、消却のため包括代理人に引渡すことができる。買入れが入札で行われる場合は本債券の所持人すべてに同等の機会を与えねばならない。

(c) 消却

世界銀行がまたは世界銀行のために買入れたすべての本債券は、各本債券をすべての期限未到来の利札とともに包括代理人に引渡すことにより、消却することができる。かかる場合、引渡された本債券は（付属のまたは同時に引渡された期限未到来の利札とともに）、世界銀行が償還したすべての本債券とともに、直ちに消却される。

消却のため引渡され、または消却済の本債券は、再発行または再売却を行うことはできず、世界銀行はかかる債券に関する債務から免責される。

支払い

本債券の元金の支払いは、アメリカ合衆国外にある支払代理人の指定営業所においてかかる本債券または利札が呈示および引渡されたときに、下記の制限に従い、円建小切手または当該本債券の所持人の選択により東京都所在の銀行に有する円口座に振込むことにより行われる。

包括債券により表章されている本債券に関する元金の支払いは、上記の方法により、または当該包括債券に記載された他の方法により、当該包括債券の呈示または引渡しに対し、支払代理人の指定

営業所においてなされる。包括債券の呈示または引渡しに対してなされた支払いの記録は、支払代理人により元本の支払いと利息の支払いを分別して、当該包括債券上になされ、かかる記録は、当該支払いがなされた旨の一応の証拠となる。

全ての支払いは、適用ある法律および規則に従うものとする。

確定様式の本債券に関し、世界銀行が当初指定している包括代理人ならびに支払代理人およびその指定営業所は下記のとおりである。

包括代理人および支払代理人
Citibank, N.A., London Branch
21st Floor, Citigroup Centre
Canada Square, Canary Wharf
London E14 5LB
England

包括代理人および支払代理人は世界銀行の代理人としてのみ行為し、本債券または利札の所持人に対し、代理または信託の義務または関係を負わない。

世界銀行はいつでも、包括代理人、その他の支払代理人の指定の条件を変更しまたはかかる指定を終了させ、追加のまたは新たな包括代理人、その他の支払代理人を指定することができる権利を留保する。ただし、世界銀行は常時、包括代理人およびヨーロッパの主要都市に指定営業所を有する支払代理人を保持する。

かかる変更または終了は、支払不能の場合（この場合は、直ちに効力を生ずる。）を除き、下記「通知」の項の規定に従い本債券の所持人に30日以上の上記の通知がなされた後に効力を生じ、さらに、ある代理人の辞任または解任は、上記の支払不能の場合を除き、承継の新たな代理人が指名されるまで効力を生じない。

かかる変更または指定営業所の変更に関する通知は、下記「通知」の項の規定に従い本債券の所持人に対し速やかにこれを行う。

本債券は、元金支払いの際に、これに付されていたすべての期日未到来の利札とともに引渡されることを要する。かかる引渡しのない場合、期日未到来の欠缺利札の額面金額に等しい金額（一部支払いの場合は、控除される金額のかかる欠缺利札の額面金額に対する割合が、支払われる元金の支払われるべき元金に対する割合と等しくなるような金額）が支払われる元金から控除される。控除された金額は、当該元金支払いにかかる当該日（下記「時効」の項に定義される。）から10年以内にかかる欠缺利札を引渡すことにより（かかる欠缺利札が「時効」の項の記載に従って無効となっているか否かを問わない。）上記の方法で支払われる。元本支払期日が利払日と異なる日である場合は、当該元金の経過利息は、関連本債券の呈示の際にのみ支払われる。

本債券または利札の支払いが行われるべき日が、関連営業日ではない場合、本債券または（場合により）利札の所持人はかかる日の翌関連営業日まで当該支払いを受ける権利を有さず、また当該支払いの延期につき利息またはその他の金員の支払いを受ける権利を有しない。

「関連営業日」とは、土曜日または日曜日以外の支払呈示場所およびロンドン市、ムンバイ市、ニューヨーク市および東京都において銀行および外国為替市場が営業を行っている日をいい、銀行に有する円口座に対する振込みにより支払いがなされる場合には更に、東京都において円で外国為替取引が行われる日をいう。

本債券の償還日が利払日でない場合は、直前の利払日または（場合により）付利開始日から生ずる利息は、本債券の呈示または（場合により）引渡しの場合にのみ、支払われる。

円が、本債券の支払期日の到来時に、日本政府によって、公共および民間債務を支払うために使用されなくなった場合もしくは日本の公共機関によってもしくは国際的銀行間の取引において使用されなくなった場合、または円が本債券が支払われるべきときに世界銀行の制御できない状況の結果とし

て利用できないと考えられる場合には、世界銀行はかかる支払いにかかる支払いの2営業日前の日のニューヨーク連邦準備銀行が公表するニューヨーク市における正午の米ドルによる当該通貨の電信為替相場に基づいて、またはかかる相場が当該2営業日前の日に利用不能の場合は当該2営業日前の日の直前の利用可能な相場に基づいて、米ドルでなすことによりかかる支払いに関する世界銀行の義務を履行することができる。かかる状況下でかかるその他の通貨または米ドルでなされた支払いは、有効な支払いとなり、本債券に関して債務不履行となることはない。本段落の適用において、営業日とは、ニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市において営業を行っている日をいう。

時 効

世界銀行に対する本債券および利札に関する支払請求権は、かかる支払いに関する当該日より本債券の元本に関しては10年および利札に関しては5年以内にかかる請求がない場合は、時効に服し、無効となる。本債券の要項において、「当該日」とは、その支払期日が最初に到来した日または（支払われるべき金額が不当に差控えられまたは拒絶された場合）支払いを要する全ての金額の支払いがなされた日または、（より早い場合）下記「通知」の規定に従って本債券または利札の呈示により支払いがなされる旨の通知が下記「通知」の項に従い本債券の所持人に対して適式に行われた日の7日後の日（ただし、支払いがかかる呈示または引渡時に実際になされた場合に限る。）をいう。

債務不履行

世界銀行が、自らが発行した、債務引受けを行っているもしくは保証している債券（本債券を含む。）もしくは類似の債務に関する元利金の支払いまたは債券買入基金条項もしくは減債基金条項の履行につきこれを怠り、かかる不履行が90日以上継続した場合、本債券の所持人はその後かかる不履行が継続している期間中いつでも、アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンに所在の世界銀行本部に対し、その保有する本債券の全部につき、その連続番号またはその他の特定番号および額面金額を記載して、期限の利益喪失を宣言することを選択する旨の書面を交付し、または交付させることができる。かかる通知が世界銀行に交付された後30日目の日、世界銀行は当該本債券につき期限の利益を失い、本債券は期限前償還金額に経過利息を付して償還される。ただし、その時まで既に既存の債務不履行が全て治癒された場合はこの限りでない。

「期限前償還金額」とは、額面金額100,000ルピーの各本債券につき、上記「償還および買入れ (a) 満期償還」に従って決定される満期償還額を意味し、円貨で支払われる。ただし、為替参照レートは期限前償還金額の支払期日の5営業日前の日（以下「期限前償還レート決定日」という。）に計算代理人により決定される。期限前償還金額の決定に関しては、為替参照レート決定日は、期限前償還レート決定日と読み替えるものとする。

代り債券および利札

本債券または利札が破損、滅失、喪失、盗難または汚損した場合は、代り債券または利札の発行に要する費用を申請者が支払い、かつ世界銀行が要求する証拠、担保および補償等についての条件に従えば、ロンドン市にある包括代理人の指定営業所において代り債券または利札の発行が可能である。破損または汚損した本債券または利札は、代り債券または利札の発行前に引渡されなければならない。

追 加 発 行

世界銀行は随時、本債券の所持人の同意なしに債券を創設し、追加発行し、存在する本債券と同じ銘柄とすることができる。

代 理 人

包括代理契約に基づく行為につき、代理人は専ら世界銀行の代理人として行為し、いかなる本債券の所持人に対しても義務を負担しまたは代理関係もしくは信託関係に立つものではない。

通 知

別に定めのある場合を除き、本債券の所持人に対する通知は、ロンドン市において一般に頒布される日刊英字新聞一紙（ファイナンシャル・タイムズの予定）において掲載される場合、有効となる。かかる通知は、これを掲載した日になされたものとみなす。通知が2回以上または異なる日に掲載された場合は、上記の新聞で最初に掲載された日を通知がなされた日とみなす。利札の所持人は、上記に従ってなされた通知の内容について、すべての目的において了知しているものとみなされる。

確定本債券が発行される時まで、すべての本債券または本債券を表章するすべての券面がユーロクリア・バンク・エスエイ/エヌヴィ（本書において、「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（本書において、「クリアストリーム」という。）またはその他の適用ある決済機関に保有されている限り、上記通知の規定は、本債券の所持人に対し、かかる決済機関が連絡を行うために、ユーロクリアおよびクリアストリームまたはその他の適用ある決済機関に対し、当該通知を交付することにより代替されることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリームまたはその他の適用ある決済機関になされた日になされたものとみなされる。

上記「債務不履行」の場合を除き、本債券の所持人による通知は、書面により、かつ包括代理人に関連本債券または券面とともに提出することによりなされる。本債券が包括債券に表章されている限り、かかる通知は本債券の所持人により、包括代理人およびユーロクリアまたはクリアストリームがそのためとして認める方法でユーロクリアまたはクリアストリームを経由して包括代理人に対してなすことができる。

1999年契約（第三者の権利）法

何人も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいては本債券のいずれの要項についても執行する権利を有していない。

準拠法、管轄および送達

本債券および利札は英国法に準拠し、これに基づき解釈される。

本債券および利札に関しまたは本債券および利札から生ずる英国裁判所における一切の訴訟につき、世界銀行は英国裁判所の非専属的管轄権に取消不能の形で服する。

世界銀行は、英国における訴訟に関して、世界銀行に代わり、訴状送達を受ける英国における代理人として、英国SWIP 4QPロンドン市ミルバンク21-24、ミルバンク・タワー12階に所在するその特別代理人を取消不能の形で指名する。世界銀行が英国に特別代理人を置かなくなった場合、または何らかの理由によりかかる訴状送達代理人が上述の世界銀行の代理人として行為できなくなったか、もしくはロンドンに所在しなくなった場合、世界銀行は代替の代理人を指名し、直ちにかかる代替の代理人の指名を上記「通知」に従って本債券の所持人に対して通知することに取消不能の形で同意する。この規定は、法が許容する他の方法で送達を行う権利には何ら影響しない。

包括債券

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）により表章され、その発行日に、ユーロクリアおよびクリアストリームの共通預託機関に預託される。仮大券上の権利は、その全部または一部を、本債券を表章する無利札の恒久大券（以下「恒久大券」という。）と交換される。

仮大券および恒久大券は、本債券が包括様式をとっている場合において本債券に適用される条項を含んでおり、かかる条項には上記本債券の要項を補完するものがある。下記は、かかる条項の要約である。

交 換 仮大券は、その全部または一部につき、関連決済機構が包括代理契約に記載された様式に従って実質的所有者が米国人でない旨の証明書を提出した場合、発行日後40日目の日以降に

恒久大券上の権利と（所持人の費用負担なしに）交換可能となる。恒久大券が決済機構のために保有され、かつ、当該決済機構が（法律その他の理由による休日の場合を除き）14日間連続して業務を閉鎖し、または業務を永久に停止する意思がある旨発表し、または実際に業務を永久に停止した場合は、恒久大券はその所持人が包括代理人に通知することによりその全部につき（所持人の費用負担なしに）これを確定債券に交換することができる。交換日以降、恒久大券の所持人は、包括代理人に対し、またはその指示に従って、恒久大券を引渡すことができる。かかる恒久大券と交換に、世界銀行は、これに相当する元本総額の、包括代理契約に添付された様式またはかかる様式と実質的に同じ内容の様式の、適式に署名され認証された確定無記名式本債券（恒久大券について未払いの利息に関するすべての利札を付し、かつ適用される法および証券取引所の要件に従って証券として印刷されたもの。）を交付しまたは交付せしめる。かかる恒久大券の持分の全てが交換されたときに、世界銀行は、所持人の要求があれば、かかる恒久大券を消却し所持人に返還することを確約する。

「交換日」とは、仮大券が恒久大券または確定無記名債券に交換される場合、発行日から40日以降の日をいう。

支 払 い 交換前においては、仮大券に関する支払いは関連決済機構による実質的所有者が米国人でない旨の証明書と引換えにおいてのみこれを行う。交換時以降は、仮大券に関する支払いは行わない。ただし、恒久大券上の権利に対する交換が不当に留保されまたは拒絶された場合はこの限りでない。恒久大券が表章する本債券の元本および利息の支払いは、恒久大券への記載のための呈示がなされたとき、および、本債券に関してそれ以降支払いが行われない場合は、包括代理人もしくはその指図する者またはかかる目的のために所持人に対する通知に定めるその他の支払代理人に対する恒久大券の引渡しが行われたときに、これを行う。実施された各支払いの記録は、恒久大券の然るべき別表上に記載することによりこれを行い、かかる記載は本債券に関して当該支払いが行われたことについての一応の証拠となる。

通 知 本債券が恒久大券により表章され、かかる恒久大券が決済機構のために保有されている限り、本債券の所持人に対する通知は、その権利を有する口座保有者に対する連絡を行うためにかかる決済機構に対して通知書を交付することにより行われる。

時 効 恒久大券の元本および利息に関する世界銀行に対する支払請求権は、恒久大券が当該日（上記「時効」の項目において定義されている。）よりそれぞれ10年および5年以内に支払いのために呈示されなければ、時効により消滅する。

買入れおよび消却 世界銀行が買入れた後に消却することを選択した本債券の消却は、恒久大券の元本の額を減額することによりこれを行う。

債 務 不 履 行 恒久大券の所持人は、上記「債務不履行」に記載する事情が存するときは、期限の利益を喪失させる本債券の元本額を記載して世界銀行に通知することにより、かかる恒久大券の全部または一部につき期限の利益を喪失させることができる。債務不履行に関する通知を行った後、捺印証書（deed poll）として作成された恒久大券の所持人は、恒久大券が特定された部分につき無効となること、および決済機構に対する口座保有者としてかかる部分に対し権利を有する者は約款に基づき世界銀行に対し直接執行する権利を取得することを選択できる。

租 税

課税上の地位

本債券およびその利息は、一般に租税に服する。世銀協定上、本債券およびその利息はいかなる加盟国によっても、(i)世界銀行が発行したことのみを理由として不利な差別を設ける課税、または、(ii)本債券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または世界銀行が維持する事務所の所在地もしくは業務所の位置を唯一の課税根拠とする課税が行われることはない。

日本国の租税

以下は、2016年4月4日現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令に基づく日本国の居住者である個人および内国法人についての本債券に関する課税取扱いの概略について述べるものである。ただし、今後の日本国の租税に関する法令の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、将来の個別具体的な課税について、各自の税務顧問に相談されたい。

(a) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払を受けるべき本債券の利息には、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する本債券の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本債券の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払を受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者である個人が本債券の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本債券の利息、償還差損益および譲渡損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件及び限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本債券は、特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続及び取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(b) 内国法人

内国法人が支払を受けるべき本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、現行法令上15.315%（15%の所得税および復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、本債券の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本債券の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本債券を譲渡した場合には、譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

そ の 他

日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく売出しの届出の必要はない。

下記の要約情報は、2015年9月17日付の情報説明書の一部の翻訳である。投資家は、世界銀行の活動および財政に関する包括的理解のためにこの要約情報のみに依拠すべきではない。これらの事項を完全に理解するには、投資家は情報説明書全体およびその他の財務情報の精査が必要である。

世界銀行の要約情報

(別段の表示がない限り、2015年6月30日現在の情報である。)

世界銀行は1945年に設立された国際機関であり、その加盟国によって所有されている。188の加盟国により所有されている世界規模の開発協力機関として、世界銀行は借入加盟国と協力して、すべて貧困を克服し、生活水準を改善する観点から、国内経済の均衡のとれた持続可能な経済成長を成遂げ、経済発展および環境持続性に関する切迫した地域的および世界的問題に対する効果的解決策を見出すことができるようにすることを目的としている。世界銀行は、この目標を、主に融資、リスク管理商品、その他の金融サービス、開発関連分野の専門家および知見へのアクセスを提供することにより追求し、借入加盟国が開発関連対象を用途とする資源を蓄積し、管理し、優先できるようにする。世界銀行の188か国の株主のうちの上位5位までの株主は、アメリカ合衆国（総議決権の16.16%）、日本（7.49%）、中国（4.83%）、ドイツ（4.38%）、フランス（3.93%）および英国（3.93%）となっている。

世界銀行の財務力は、その株主からの支援ならびに世界銀行の財務方針およびその実践に基づいている。世界銀行に対する株主の支援は、その加盟国から得た資本援助に反映され、また、借入を行っている加盟国が世界銀行に支払う義務の履行についての実績に反映されている。世界規模の経済危機に対する対応を受けて、世界銀行の財務能力を高めるため、2011年3月16日、総務会は、世界銀行の授権資本を増加させる3つの決議を承認した。一般的増資の引受期間は5年間であり、2016年3月16日に終了する。2015年3月30日に選択的増資の引受期間は、1年の延長を求めた加盟国については2015年3月16日から2016年3月16日に、また2年の延長を求めた加盟国については2017年3月16日に延長された。決議の条項に基づき、応募済資本は870億米ドル増加すると予測され、内51億米ドルが2011年度に始まる5年間に払込済資本となる。2015年6月30日現在、37億米ドルが払込済である。株主が提供する資源に加え、世界銀行の財務方針およびその実践により、準備金を確保し、資金調達源を多様化し、流動性投資の大規模なポートフォリオを維持し、また市場リスクおよび信用リスクを抑制している。

業績

世界銀行は、アメリカ合衆国で一般に受け入れられている会計基準（U.S. GAAP）に従い、財務諸表を作成している。報告基準の下では、投資および借入ポートフォリオにおける証券ならびにその他のすべてのデリバティブは、公正価値で表示され、公正価値の変動が損益計算書にて報告される。貸付ポートフォリオは、償却費用で報告される（公正価値で報告されるデリバティブが組み込まれた貸付を除く。）。報告基準における純損失は、786百万米ドルであった。

経営陣は、各事業年度の終了時点毎に、準備金を増加させ、また開発活動を援助するために、純利益から分配を行うことを進言する。純利益の分配にかかる決定は配分可能利益に基づいて行われる。この配分可能利益は、当該年度の実現利益で実際に利用可能な金額となるように、報告された純利益から一定の項目を控除して調整することで算出される。世界銀行は1964年以降毎年、配分可能利益を生み出してきている。2015年6月30日終了年度において、世界銀行の配分可能利益は686百万米ドルであった。

株主資本および借入金

株主資本 世界銀行の株主は資本のうち2,528億米ドルを引受けており、そのうち152億米ドルは払込済みであり、残額については必要な場合に請求できることとなっている。請求可能な部分は、世界銀行の借入債務または保証債務を履行するためにのみ請求でき、融資を行うために用いることはでき

ない。世界銀行の株主資本には、275 億米ドルの内部留保も含まれている。株主資本対貸付比率は報告基準では、25.1%であった。

借入金 世界銀行は、資金調達を柔軟かつ費用効率的なものにするため、通貨、国、資金源および償還期限により借入を多様化している。世界銀行は、加盟国政府および中央銀行から直接に借入を行っているほか、世界の主要な資本市場すべてにおいて借入を行っている。世界銀行の残存する借入金残高 1,610 億米ドルは、30 の通貨建てである。

資産

融資 世界銀行の資産の大部分は貸付である。2015 年 6 月 30 日現在、報告基準では、貸付ポートフォリオ純額は、1,550 億米ドルであった。2015 年度の世界銀行の貸付約定は、合計 235 億米ドルであった。世銀協定によると、世界銀行の貸付はすべてその加盟国に対して、または加盟国の保証を得た上で、行われる。また、かかる協定上、世界銀行が行うことができる貸付および保証総額は制限されている。世界銀行の貸付は、信用に値するとみなされた国に対してのみ行われる。世界銀行は貸付残額を有する加盟国に対して新規貸付を行うことができるが、貸付の利息または元金の支払いについてリスケジュールは行わないというのが世界銀行の実務である。

利払停止状態の貸付は世界銀行の貸付ポートフォリオのうち合計 0.3%を占めており、当該貸付は 1 か国向けにまたはその国の保証付きで行われたものである。2015 年 6 月 30 日現在、世界銀行の累積貸倒引当金は、残存する総融資額のうちの 1.0%に相当する。

流動資産ポートフォリオ 世界銀行は、世界銀行が金融上の約定を履行することを確保するため、また世界銀行が市場での借入を行う時期について柔軟性を維持するために、流動性投資ポートフォリオを保有する。2015 年 6 月 30 日現在、その流動資産ポートフォリオの総額は 440 億米ドルとなっている。世界銀行の流動性管理ガイドラインに基づき、流動性資産保有高総額は、キャッシュフローを中断させないよう特定の最低額を維持するかまたはそれを上回ることになっている。この最低額は、連続する 6 か月間の世界銀行の推定最大債務支払額に当該年度に予定されている承認済み貸付実行額純額（正数であれば）の 2 分の 1 を加えた和に相当する。2016 年度についての最低額は、2015 年度から 15 億米ドル増加して、275 億米ドルに設定されている。

アセット/ライアビリティ・マネージメント

世界銀行は、様々な通貨による負債を同通貨の資産と整合させ、かつ自己資本の通貨構成と残存する貸付の通貨構成を一致させることにより、為替リスク回避に努めている。世界銀行はまた、貸付および流動性ポートフォリオの金利リスクの抑制に努めている。世界銀行は、貸借対照表上のリスクをより効果的に管理するため、その業務に関してデリバティブ（通貨スワップおよび金利スワップを含む。）を利用している。残存する通貨スワップおよび金利スワップに基づき受領すべき金額の総額は 1,343 億米ドルで、支払うべき金額の総額は、1,323 億米ドルである。残存する金利スワップの想定元本の総額は 2,900 億米ドルである。スワップに関する信用リスクは、相手方に特定の信用格付を要件とすること、またネットティングおよび担保の取決めをすることにより抑制されている。

表1 2011年～2015年度の抜粋財務データ

6月30日に終了した年度

パーセントで示される比率に関するもの以外は、百万米ドル単位

貸付業務ハイライト	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度
約定額 ^{注a}	\$ 23,528	\$ 18,604	\$ 15,249	\$ 20,582	\$ 26,737
総貸出額 ^{注b}	19,012	18,761	16,030	19,777	21,879
純貸出額 ^{注b}	9,999	8,948	6,552	7,798	7,994
報告基準					
損益計算書					
総務会承認済およびその他振替	\$ (715)	\$ (676)	\$ (663)	\$ (650)	\$ (513)
純利益（損失）	(786)	(978)	218	(676)	930
貸借対照表					
総資産	\$ 343,225	\$ 358,883	\$ 325,601	\$ 338,178	\$ 314,211
投資ポートフォリオ（純額）	45,105	42,708	33,391	35,119	30,324
貸付金残高（純額）	155,040	151,978	141,692	134,209	130,470
借入ポートフォリオ	158,853	152,643	134,997	129,680	120,966
配分可能利益					
配分可能利益	\$ 686	\$ 769	\$ 968	\$ 998	\$ 996
以下の通り配分：					
一般準備金	36	-	147	390	401
国際開発協会	650	635	621	608	520
剰余金	-	134	200	-	75
使用可能資本^{注c,d}	\$ 40,195	\$ 40,467	\$ 39,711	\$ 37,636	\$ 38,689
自己資本充実度					
資本貸付比率 ^{注d}	25.1%	25.7%	26.8%	27.0%	28.6%

注) a. 約定額は、理事会が承認した保証約定および保証枠が含まれる。
b. 国際金融公社との取引、および貸付手数料を含む。
c. 非トレーディング・ポートフォリオの時価評価による未実現損益（純額）および関連する累積的な調整額を含まない。
d. 情報説明書のテーブル20「資本貸付比率に使用される自己資本」に定義されている。

イントロダクション

世界銀行は、188 の加盟国によって所有されている国際機関であり、世界最大の国際開発金融機関であるとともに、世界銀行グループを構成する 5 機関の一つである。その他の機関としては、国際開発協会（IDA）、国際金融公社（IFC）、多数国間投資保証機関（MIGA）および投資紛争解決国際センター（ICSID）がある。各々の機関は法的にも財務的にも独立しており、個別の資産および負債を有している。世界銀行はそれらの負う債務につき責任を負わない。

過去数十年にわたり、世界的に貧困削減において大きな進展がみられた。このような進展の継続が極度の貧困の撲滅の機会をもたらしている。世界銀行グループは以下の二つの目標を掲げている。(1) 一日 1.25 米ドル未満で生活する人々の割合を 2030 年までに世界中で 3%以下に減少させることで極度の貧困を撲滅することと、(2)各発展途上国における人口の下位 40%の収入の増加を促すことで持続可能な方法により繁栄の共有を促進することである。これらの目標の達成を支えるため、15 年度における世界銀行グループの戦略は、世界銀行グループ内の各機関の強みを活用することを通じて、その活動および資源を改めて連携させることと、これらの目標達成のための最も困難な障害に対するクライアントの取り組みに焦点を当てている。新たな戦略に基づく組織変更の主たる点は、「グローバルプラクティス」と「横断的ソリューション分野」の実行である。これらは各機関の内部および機関間における技術的専門性と知識の共有を促進することを目的としている。

ビジネスモデル

世界銀行は、中所得国および信用力のある低所得国に向けて、開発に焦点を当てたプロジェクトおよびプログラムのための貸付、保証および知識を提供する。世界銀行の主な事業活動は、適格加盟国に貸付を行うことである。世界銀行はその借入国に対し、最長で 35 年を満期とする長期貸付を提供する。借入国は自らの債務管理またはプロジェクト上の必要に応じ、その返済方法を設定することができる。貸付は固定期間および変動期間のいずれも可能であり、一般的に借入国は米ドルおよびユーロ建ての貸付を選好する傾向があるものの、その他通貨でも提供可能である。世界銀行は通貨および金利スワップならびに金利のキャップおよびカラー取引を含むデリバティブ等のリスク管理手段を提供することによっても借入国を支援する。

世界銀行の貸付の原資は、その自己資本および金融市場からの借入により調達されている。世界銀行は主要な格付機関から AAA の格付を付与されており、投資家は世界銀行の債券を安全な証券とみなしている。世界銀行の資金調達における戦略は、借入国が長期的かつ持続的に恩恵を受けられることを目指している。この戦略により、世界銀行が有利な条件で借入を行い、削減したコストの恩恵を借入国に移転することが可能となっている。国際金融市場で調達した資金を発展途上の加盟国へ仲介する世界銀行の能力は、世界銀行の目的を達成する上で重要である。世界銀行はその債券を、グローバルオフリングと、特定の市場または投資家層のニーズに合わせた債券発行の両方を通じて行う。これは、様々な通貨、満期、市場ならびに固定および変動期間の債券を投資家に向けて提供することにより行われ、新規の商品や新興国市場通貨建ての債券発行によって、しばしば世界の投資家にとって新たな市場を開拓することにつながっている。世界銀行の年間の資金調達額は年により異なる。貸付に用いられていない資金は、業務上の流動性を提供するため、世界銀行の投資ポートフォリオ内にて管理される。

世界銀行の財務力は、株主からの支援と、一連の財務方針およびその実践に基づいている。世界銀行に対する株主の支援は、加盟国からの出資や、世界銀行への債務返済の履行についての借入を行っている加盟国の優れた実績という形となって表れている。世界銀行の健全な財務およびリスク管理の方針およびその実践は、世界銀行がその自己資本を維持し、資金調達先を多様化し、その債務を履行するため流動資産ポートフォリオを維持し、かつ信用および市場リスクを含むリスクを限定することを可能にしている。

世界銀行の目的は、利潤を最大化することではなく、財務力を確保し開発援助活動を持続するために適切な収益を得ることである。世界銀行は株主による決定に従い、その営業費用を支払った後、その財務体質を強化するための留保を行い、またその他の開発目的のため IDA および信託基金に対して利益を振り替えることでこれらの機関を支援している。

報告の基準

監査済財務書類：世界銀行の財務書類はアメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められる会計基準（U.S. GAAP）（本書において、「報告基準」という）に従っている。すべての投資および借入証券ポートフォリオならびにすべてのその他デリバティブは、公正価値で表示され、その公正価値の変動が損益計算書にて報告される。世界銀行の貸付は、償却費用で報告される（公正価値で報告されるデリバティブが組み込まれた貸付を除く。）。経営陣は監査済財務書類を用いて配分可能利益を算出する。

公正価値による業績：世界銀行は、すべての金融商品が必ずしも同一の指標により報告されるわけではないという、報告される財務諸表における非対照性の問題に対処するため、マネージメント・ディスカッションにおいてはすべての金融商品を公正価値で表示している。こうした金融商品の公正価値は、金利、為替レートおよび信用リスクといった市場変数の変動に影響される。経営陣は公正価値を、投資トレーディングポートフォリオの運用実績を評価し、金利リスクおよび取引相手の信用リスクを含む一定の市場リスクを管理し、またエクイティ管理フレームワークの実績を監視する際に利用する。

配分可能利益：世界銀行の報告された純利益の変動は主に、世界銀行の非トレーディングポートフォリオ（貸付、借入およびエクイティ管理フレームワーク）におけるデリバティブの時価評価による未実現損益によるものである。世界銀行のリスク管理戦略により、市場リスクを管理する目的でデリバティブが広く利用されている。これらのデリバティブは主にその資産と負債の間で金利と通貨ベースを一致させるために用いられる。世界銀行は会計目的ではヘッジ関係を明示していない。むしろすべてのデリバティブは貸借対照表上で公正価値により表示されており、またその公正価値の変動は損益計算書に表示されている。金利スワップはネットベースで決済され、通貨スワップはグロスベースで決済されるが、デリバティブの表示は、決済の方法に合わせて表示される。

世界銀行の財務リスク管理方針に従い、世界銀行はその非トレーディングポートフォリオにおけるポジションを維持しようとしている。その結果、非トレーディングポートフォリオについては、配分可能利益は実現された金額のみ含んでいる。トレーディングポートフォリオ（投資ポートフォリオ）については、配分可能利益は時価評価による未実現損益および実現された金額のいずれも含む。

経営陣は 01 年度にデリバティブおよびヘッジ取引に関する FASB の指針を採用して以来一貫して、配分可能利益の算出の上で、非トレーディングポートフォリオの時価評価による未実現損益を報告された純利益から除外するという方法を用いてきた。従って、報告された純利益が非トレーディングポートフォリオの時価評価による未実現利益によりプラスの影響を受けた年は、世界銀行はこれらの時価評価による未実現利益を配分可能利益の決定において考慮せず、また同様にして、非トレーディングポートフォリオの時価評価による未実現損失については、世界銀行は一貫してその金額を、配分可能利益の算出の上では報告された純利益から除いてきた。

配分可能利益は、報告された純利益に対する一定のその他の調整額も反映している。すなわち、総務会承認およびその他振替、年金調整額および制限のある収益である。総務会承認およびその他振替は、当年度に分配が承認された過年度の配分可能利益の分配に関するもので、当年度の報告された純利益に無償資金費用として反映される。年金調整額は世界銀行の現金拠出額と会計上の費用の差異を反映する。経営陣は、利益の配分にあたり、年金の配分に関する決定は、年金費用ではなく、年金制度に対する世界銀行の現金拠出額に基づいてなされるべきであると考えている。制限のある収益は、他の使途に用いることが既に決定されていることから、配分可能利益から除外される。これらの調整はいずれも、利益の配分にあたって当該年度の財務成績を最も適切に計る方法についての経営陣の考えが反映されている。経営陣は年次ベースでこれらの調整を提案し、総務会の承認を受ける。

世界銀行の運営

世界銀行の政策決定は、総務会、理事会、ならびに総裁、経営陣および職員により行われている。

総務会が最上位の決定機関である。総務は、5年毎に加盟国政府により指名され、再選も可能である。総務会は、世銀協定に列挙されている一定の権限を除き、その権限の行使を理事会に委任することができる。

世銀協定に従い、理事は2年毎に加盟国政府により指名または選出される。現在、理事会は、188の全加盟国を代表する25人の理事で構成されている。理事は、世界銀行の役員でも職員でもない。総裁は、経営側からの唯一の理事会のメンバーであり、議決権はなく、また理事会議長となる。

業務の必要性に応じ、理事会およびその委員会は、ワシントンDCにある世界銀行の本部で継続的に開会して活動する。

理事会は、世界銀行の貸付および保証ならびに世界銀行の一般的業務に影響のあるその他の政策に関して総裁が提出する議案を検討することを要請されている。理事会はまた、年次総会で、総務会に対し、監査済計算書、運営予算ならびに運営、政策およびその他の事項に関する年次報告書を提出する責務を負う。

世銀協定

世銀協定は、世界銀行の準拠規程を構成する。世銀協定は、世界銀行の地位、特権および免除を設定し、世界銀行の目的、資本構成および組織を規定し、行いうる業務を規定し、それら業務の遂行に制限を課す。世銀協定はその他に、追加加盟国の承認、世界銀行の授権資本の増額、世界銀行が貸付もしくは貸付の保証を行う際の条件、世界銀行が保有する通貨の使用、世界銀行の純利益の加盟国への配分、加盟国の脱退および資格停止ならびに世界銀行の業務停止についての規定を含んでいる。

協定は、全加盟国による受諾を要する一定の規定の改正を除き、加盟国の5分の3で総投票権数の85パーセントを有するものの受諾により改正することができる旨定めている。世銀協定は更に、加盟国と世界銀行の間または世界銀行加盟国間で生じた世銀協定の規定の解釈上の問題は理事会により決定される旨規定している。その決定は、いずれの加盟国によっても総務会に付託されることができ、その決定は最終的なものとなる。その付託の結果が判明するまで、世界銀行は、理事会の決定に基づいて行動することができる。

地位、特権および免除

世銀協定は、その加盟各国の領域において、世界銀行に対し、地位、一定の特権および免除を付与する規定を含んでいる。以下はかかる規定のうち重要なものの要約である。

世界銀行は、契約を締結し、財産を取得し、処分する、また訴え、訴えられる資格を有する完全な法人格を有している。世界銀行に対する訴訟は、当該領域内に世界銀行が事務所を有している、もしくは、訴状もしくは令状通知受領代理人が指名されている加盟国、または当該領域内で世界銀行が証券の発行もしくは保証をしていた加盟国の管轄裁判所に提起することができる。しかし、加盟国もしくはその代理人または加盟国から請求権を承継した者は、世界銀行に対する訴訟を提起できない。

世界銀行の総務、理事、その代理、役員および使用人は、公的資格で行う行為について訴訟手続を免除される。ただし、世界銀行がこの免除を放棄するときは、この限りでない。

世界銀行の文書は、不可侵である。世界銀行の資産は、世界銀行に対する裁判の確定前は、押収、差押、または仮執行を免除されている。

世界銀行、その資産、財産および収入ならびに世銀協定により認められる業務および取引は、すべての租税および関税を免除されている。世界銀行はまた、公租公課の徴収または納付の義務を免除されている。

世界銀行が発行した証券およびその利息は、一般的に租税を免除されない。

世銀協定上、世界銀行が発行した証券およびその利息は、いかなる加盟国による、(a)世界銀行が発行したことのみを理由として当該証券に不利な差別を設ける課税、または、(b)当該証券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または世界銀行が維持する事務所の所在地もしくは業務所の位置を唯一の課税根拠とする課税に服さない。また、世銀協定上、世界銀行は、当該証券の利息につき、いかなる租税も源泉徴収または納付する義務を有さない。

会計年度、公表および純利益の割当

会計年度：世界銀行の会計年度は、7月1日から6月30日である。

公表：世銀協定に従い、世界銀行は、監査済財務諸表を含む年次報告書を公表し、加盟国に対し、四半期報告書を配布する。

純利益の割当：総務会は、毎年、世界銀行の純利益から準備金に関する控除を行ったものについて、剰余金への繰入額および分配するときは、分配額を決定する。世界銀行は、加盟国に対し、配当を宣言し、または支払ったことはない。しかしながら、世界銀行は、定期的に純利益の一部をIDAまたは世界銀行の目的を促進する他の使用機関に移している。

本頁以降に記載の財務諸表は 2015 年 9 月 17 日付情報説明書中の世界銀行の監査済貸借対照表および監査済損益計算書の日本語訳である。世界銀行および世界銀行の社外会計士は日本語訳作成には関与しておらず、日本語訳の検討も行っていない。

貸借対照表

2015年6月30日及び2014年6月30日現在

百万米ドル単位

	2015年度	2014年度
資産		
銀行預金		
無制約通貨	\$311	\$3,606
制約付通貨	77	95
	388	3,701
投資		
取引用証券（買戻又は証券貸出契約に基づき譲渡された証券 （2015年6月30日現在844百万米ドル、2014年6月30日現在155 百万米ドル）を含む。）	47,823	42,412
再売買約定付購入証券	2,128	3,070
デリバティブ資産		
投資	22,196	13,514
貸付	3,902	2,784
クライアント・オペレーション	28,739	36,517
借入	78,267	99,150
その他	1,221	2,105
	134,325	154,070
その他受取債権		
流通証券投資からの受取債権	69	47
貸付金利息	523	510
	592	557
貸付残高		
総貸付高	217,223	212,470
未貸出控除分	60,211	58,449
貸付残高（貸付（公正価値）を含む。（2015年6月30日現 在125百万米ドル、2014年6月30日現在141百万米ドル）） ..	157,012	154,021
控除：		
累積貸倒引当金	1,554	1,626
延滞貸付金収益	418	417
貸付金純残高	155,040	151,978
その他の資産		
固定資産、純額	1,042	1,010
その他	1,887	2,085
	2,929	3,095
総資産	\$343,225	\$358,883

	2015年度	2014年度
負債		
借入		
借入	\$160,980	\$161,026
買戻契約に基づく売却証券、証券貸出契約に基づく貸出証券及び受領済現金担保支払債務	3,575	3,390
デリバティブ債務		
投資	21,279	13,820
貸付	5,535	5,132
クライアント・オペレーション	28,747	36,539
借入	76,140	90,767
その他	623	627
	132,324	146,885
応募済資本勘定上の保有通貨の価値の維持のための支払債務	6	11
その他の債務		
購入投資証券支払債務	2,445	2,553
退職後給付制度上債務	2,072	2,747
支払債務及びその他債務	3,186	3,286
	7,703	8,586
総負債	304,588	319,898
資本		
株式資本		
授權資本 (2,307,600株-2015年6月30日及び2014年6月30日)		
応募済資本 (2,095,748株-2015年6月30日及び1,929,711株-2014年6月30日)	252,821	232,791
控除—払込未了分	237,629	218,786
払込済資本	15,192	14,005
応募済資本勘定の譲渡不能無利息要求払債務	(304)	(406)
保有通貨価値維持のための債権額	(365)	(221)
保有通貨価値維持のための繰延額	(174)	382
内部留保	27,501	28,287
その他の包括的累積損失	(3,213)	(3,062)
総資本	38,637	38,985
総負債及び総資本	\$343,225	\$358,883

損益計算書

2015年6月30日、2014年6月30日及び2013年6月30日終了会計年度

百万米ドル単位

	2015年度	2014年度	2013年度
利息収益、純額			
利息収益			
貸付、純額	\$ 1,170	\$ 1,179	\$ 1,427
エクイティ管理、純額	306	687	1,107
投資—トレーディング、純額	233	254	192
その他、純額	3	2	2
利息費用			
借入、純額	(392)	(387)	(615)
利息収益、純額 (引当金戻入前)	1,320	1,735	2,113
貸倒・その他のエクスポージャー引当金戻入	10	60	22
利息収益、純額 (引当金戻入後)	1,330	1,795	2,135
利息外収益			
外部資金による取引からの収益	723	653	578
コミットメントフィー	16	19	21
その他、純額	4	7	6
合計	743	679	605
利息外費用			
管理費	(1,701)	(1,568)	(1,480)
年金	(248)	(253)	(281)
特別プログラム出資	(110)	(162)	(147)
合計	(2,059)	(1,983)	(1,908)
総務会承認及びその他振替	(715)	(676)	(663)
投資トレーディングポートフォリオの時価評価による未実現利益 (損失)、純額	(142)	(176)	49
非トレーディングポートフォリオの時価評価による未実現利益 (損失)、純額			
貸付、純額	(42)	(134)	1,669
エクイティ管理、純額	91	(562)	(1,538)
借入、純額	24	92	(126)
その他、純額	(16)	(13)	(5)
合計	57	(617)	-
純利益 (損失)	\$ (786)	\$ (978)	\$ 218

包括損益計算書

2015年6月30日、2014年6月30日及び2013年6月30日終了会計年度

百万米ドル単位

	2015年度	2014年度	2013年度
純利益（損失）	\$ (786)	\$ (978)	\$ 218
その他包括利益（損失）			
純利益への再分類：			
デリバティブ、ヘッジ取引調整	2	2	3
年金制度の保険統計上の利益（損失）純額	840	(424)	1,105
過去勤務債権（費用）純額	23	(39)	4
通貨換算調整	(1,016)	320	384
その他包括利益（損失）総額	(151)	(141)	1,496
包括利益（損失）	\$ (937)	\$ (1,119)	\$ 1,714